

議案第13号

北本市立保育所設置及び管理条例の一部改正について

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月20日 提出

北本市長 石津賢治

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市立保育所設置及び管理条例（昭和45年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（保育料）

第8条 保育所に入所する者は、保育料を毎月末日までに納入しなければならない。

2 前項の保育料は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する政令で定める額を限度とし、規則で定める額とする。

（保育料の減免）

第9条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条の規定は、平成27年4月分以後の保育料から適用

し、同年 3 月分までの保育料については、なお従前の例による。